

エコマーク 基準審議委員会規程

公益財団法人日本環境協会

エコマーク基準審議委員会（以下「基準審議委員会」という）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

（所掌事務）

第1条 基準審議委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案に対する専門的見地からの精査、検証
- (2)認定基準書の部分的な改定に対する専門的見地からの精査、検証
- (3)その他付随する事項

（構成および委員の委嘱）

第2条 基準審議委員会は10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1)環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者
- (2)関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の解任）

第4条 委員が次の各号の一に該当する場合、公益財団法人日本環境協会理事長はこれを解任することができる。

- (1)職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2)職務を怠り、または職務上の義務に反した場合
- (3)公職または所属する組織の地位により任命された委員が、その地位を離れた場合

（委員長）

第5条 基準審議委員会に、委員長をおく。

- 2 委員長は、基準審議委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（基準審議委員会の開催）

第6条 基準審議委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

（会議の定足数および議決数）

第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(機密保持)

第8条 委員は、本委員会の事務の遂行に際し知りえた非公知の情報については、本委員会の事務の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。委員会資料等の取り扱いは、別に定める「委員会資料等の公開に関する取り決め」に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、基準審議委員会、またはエコマーク事務局の発議に基づき、エコマーク運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

(附則)

- 1 2010年 4月 1日制定施行
- 2 2013年 4月 1日改定施行（公益財団法人設立）
- 3 2022年 4月 1日改定施行
- 4 2022年10月 5日改定施行（第4条、第8条の追加）